

大阪府における家電リサイクルの取組みについて —再生資源業者の活用と消費者の負担軽減—

H18.8.3 大阪府

再生資源業者について

■再生資源業者とは

○金属スクラップ、ガラス類及びプラスチック類などで、原材料として利用することができる再生資源を再利用するために収集や選別加工を行なう事業者

■再生資源業者(A社)の法施行前の状況

- 昭和46年頃から昭和50年代
有償取引により廃家電品をリサイクル
- 昭和60年頃から平成13年3月
逆有償によりリサイクル
(府域のメーカー系営業所と提携)
- ・平成5年にはリサイクル家電のチケット券(各メーカーが発行)、1枚1000円で取引
 - ・4品目のほか、電子レンジ、ビデオ、衣類乾燥機等をリサイクル
- 法施行前のリサイクル台数 約21万8千台
(当時の大阪府内の主な2業者で約32万台をリサイクル)

■大阪府における家電リサイクルシステムの検討

- 法施行後の問題点
- ・リサイクル料金がA・Bグループ同額であり、高いという消費者の声がある。
 - ・法施行前から安価な料金でリサイクルに取り組んできた再生資源業者の活用が、ほとんど図られていない。
- 家電リサイクルシステム検討会
(平成14年12月～平成15年5月 計5回開催)
- ・メンバー：学識経験者(2)、消費者団体(2)、市町村(5)、府(3)
 - ・まとめ：再生資源業者を活用し、消費者の負担軽減を図る家電リサイクルシステムを提言
- 大阪府議会の各会派(自民、民主、公明)からの要望も受け、検討会で提言のあった家電リサイクルシステムを府の施策として推進

大阪府における家電リサイクルシステムについて

■システムの概要

- 廃棄物処理法に基づくリサイクル
- リサイクルシステムにみる料金の比較
(大阪府におけるリサイクルシステム)

リサイクル料金				家～プラント 収集運搬料金
エアコン	テレビ	冷蔵庫等	洗濯機	
2,150円	1,890円	3,150円	1,780円	700～1,500円

:(家電メーカーのリサイクルシステム)

指定場所～プラント運搬・リサイクル料金	家～指定場所* 収集運搬料金
3,675円	2,835円
4,830円	2,520円

*量販店461円、小売店2,316～3,041円<府域の平均値>
—平成16年度大阪府調査結果より

- 独自のリサイクル伝票の使用
- ・確実にリサイクル業者に引き渡されることを担保
 - ・消費者、収集運搬業者、リサイクル業者及びシステム管理者がリサイクル伝票を一部ずつ保管

○家電メーカーに匹敵する高いリサイクル率の確保
(17年度実績)

エアコン	テレビ	冷蔵庫等	洗濯機
93%	96%	66%	91%

■活用実績

- 大阪府におけるリサイクルシステムがスタート
- ・平成15年7月に、堺市内の再生資源業者(A社)が一般廃棄物の処分(リサイクル)業の指定を堺市から取得し、実質的にこのシステムがスタートした。
 - ・消費者に、費用負担の軽減が図られる方式として、「府政だより」やホームページなどでこのシステムの活用を呼びかけた。
- 不法投棄家電のリサイクル
- ・府では、平成14年1月から、府の管理地に不法投棄された廃家電品を安価にリサイクルが可能な再生資源業者に委託している。
 - ・現在、2/3の市町村が再生資源業者に委託している。

○リサイクル台数の推移

14年度	15年度	16年度	17年度
8,383	16,771	32,935	43,957

大阪府の関与と法改正に向けた要望について

■大阪府の関与

- 「家電リサイクル大阪方式システム管理者の認定等に関する規準」を制定(平成18年4月施行)
- ⇒リサイクルシステムに求められる要件を明確化
- ・廃家電品の収集運搬からリサイクルまでの一連の行程をシステムとして管理する「システム管理者」を設置
 - ・システム管理者は、リサイクル伝票を発行し、廃家電品が消費者から引き取られ、リサイクルされるまでの情報を管理
 - ・システム管理者が確保するリサイクル業者は、一般・産業廃棄物のリサイクル業の許可又は指定と一般廃棄物の処理施設の設置許可を有し、高いリサイクル率を確保
- <大阪方式が求めるリサイクル率>
- | エアコン | テレビ | 冷蔵庫等 | 洗濯機 |
|-------|-------|-------|-------|
| 80%以上 | 80%以上 | 60%以上 | 65%以上 |
- ・規準に定める要件を満たせば、府が「システム管理者」として認定(現在：1団体)

○大阪府による検査

- ・府は規準に基づき、堺市は廃棄物処理法上の権限に基づき、年3回合同でリサイクル率の確認調査を行い、現地でリサイクル状況やリサイクル伝票等を確認している。
- ・リサイクル率の確認調査後には、データとともにリサイクルされた売り上げ伝票の写し等の提出を求めている。

■法改正に向けた要望

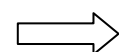
- 家電リサイクル法の枠組みに再生資源業者の追加
- ・家電リサイクル法第23条の規定により、「再商品化等の認定」を受けてリサイクルを実施する者は製造業者等に限定されている。
 - ・競争の原理を導入し、消費者の負担軽減を図るため、第23条の認定の対象者に再生資源業者を追加するなど、家電リサイクル法の枠組みの中で再生資源業者の活用を図りたい。

○資源の有効利用の観点から対象品目の追加

【参考 法制定時の衆参両院での附帯決議】

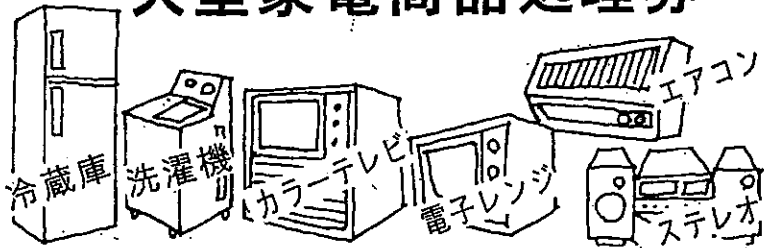
既存の回収処分業者等の技術、設備等の積極活用を図るなど、リサイクルコストの低減に寄与する諸施策を充実すること

法改正に向けた基本的考え方



家電リサイクル法の枠組みの中で再生資源業者の活用 ・ 競争の原理の導入 ・ 消費者の負担軽減

大型家電商品処理券



大阪 松下ライフエレクトロニクス株式会社
南大阪支社

(本券で1商品につき有効)

SANYO No. 001470

大型家電品持込券

洗濯機・エアコン・電子レンジ
カラーテレビ・冷蔵庫 他

※但し、本券1枚に付1台処理。
※裏面に店名印を必ず押して下さい。
南大阪三洋販売株式会社

大型家電等商品 ゴミ処理券

カラーテレビ・エアコン・冷蔵庫
電子レンジ・コピー機・その他
(本件1枚で1商品につき有効です。
但し、エアコン、冷蔵庫等大型のものは
2枚以上となるものもあります。)

店名(使用時に店名を記入下さい)

TEL 0723-32-2512

0000 /

南大阪支店 責任者印
(当店は、この券の取扱店です。)

大型家電商品処理券

冷蔵庫・C.T.V・洗濯機・レンジ
RA他・ 本券で1商品につき有効
NO 4186
関西日立家電(株) 南近畿支店

※東芝・三菱については、スペースの関係で割愛した。
ソニーは、他のメーカーと提携しており、独自に券を発行していない。

家電リサイクル大阪方式伝票

管理番号 000001

⑤ システム管理者控

管理番号 000001

④ 認定工場控

管理番号 000001

③ 再生輸送事業者控

管理番号 000001

② 取扱事業者控

管理番号 000001

① 排出者控

排出者氏名

住所

電話番号

受領年月日 年 月 日

取扱事業者名称

住所

電話番号

品目	リサイクル料金
☐ エアコン	2,150円
☐ テレビ	1,890円
☐ 冷蔵庫・冷凍庫	3,150円
☐ 洗濯機	1,780円
再生輸送料金	
合計	

本券に関するお問い合わせ先
(システム管理者)
大阪リサイクル事業協同組合
大阪府大阪市中央区谷町1-4-3 大手前ヒオビル10F
電話番号: 06-6942-8780 FAX: 06-6942-1708

※なお、引き取った家電品のリサイクルは下記工場で行っています。
大阪府堺市東部1204-1 リサイクルプラント(有)大林商店

受領印

参考資料

家電リサイクルシール

管理番号 000001

シールを貼っていただく場所

テレビ……上面のセンター

冷蔵庫……前扉上部

洗濯機……正面上部

エアコン……室外機上部

剥がれないよう
しっかり貼って下さい。

大阪リサイクル事業協同組合